一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年9月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和3年9月3日	株式会社宝島引越運輸 (法人番号 6330001012146) 代表者徳永章寿	本社営業所			令和3年2月18日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)、(2)事業計画(自動車車庫、配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(法第60条第1項)		2点
	熊本県玉名市天水町部田 見2828番地1	熊本県玉名市天水町部田 見2825-1					
令和3年9月6日	株式会社前原運送 (法人番号 8290001061245) 代表者前原明弘	本社営業所		貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年6月29日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記載保存義務違反(安全規則第9条の3)、(9)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の3)、(9)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	5点	5点
	福岡県八女市本村643-10	福岡県八女市立花町山崎 1795-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年9月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和3年9月8日	株式会社宮﨑商店 (法人番号 7290001075139) 代表者宮﨑正二	本社営業所	文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第17 条第1項第1号、法第 17条第4項	令和3年7月28日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0点	0点
	福岡県太宰府市内山571番 地1	福岡県太宰府市内山571番 地1					
令和3年9月21日	株式会社宝屋運送 (法人番号 3290001051011) 代表者西侯一郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第18条第3項	令和3年4月13日、監査実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3)、(8)運転者台帳の記載審入(10)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者の選任(解任)未届出違反(安全規則第19条)	11点	11点
	福岡県久留米市田主丸町八幡1296-4	福岡県久留米市田主丸町 八幡1296-1、1296-4					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年9月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和3年9月24日	有限会社大野商事 (法人番号 5330002024249) 代表者大野政大	本社営業所	事業停止(30日間)、 輸送施設の使用停止	員物目數學選及事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項、道路運送法第95条	令和2年12月17日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)、(2)事業計画(自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第7条第4項)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	34点	34点
	福岡県八女郡広川町大字 久泉720番地12	熊本県玉名市石貫3760-4					